

受益者負担金一覧

公共下水道

処理区	敷地にある水道メーターの口径	負担金
中之条	20mm以下	212,000円
	25mm	330,000円
	30mm	477,000円
	40mm	848,000円
	50mm	1,325,000円
	75mm	2,980,000円
	100mm	5,300,000円
	150mm以上	町長が別に定める

○新規に公共マスを設置した場合、上記の額と工事にかかった費用を比べ、額の大きい方が負担金となります。

○敷地に複数の水道メーターが有る場合、口径の合計断面積を1つの水道メーターと考え、口径が上記の口径と合致しない場合には直近下位の口径の負担金となります。

○敷地に水道メーターが無い場合、暫定的に20mm以下の負担金を適用し、後日20mmより大きい口径が設置された場合には負担金の差額を納めていただきます。

口径別断面積

20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
314.00	490.62	706.50	1,256.00	1,962.50	4,415.62	7,850.00

13mm	断面積	採用口径
1口	132.67	20mm以下
2口	265.33	20mm以下
3口	398.00	20mm以下
4口	530.66	25mm
5口	663.33	25mm
6口	795.99	30mm
7口	928.66	30mm
8口	1,061.32	30mm
9口	1,193.99	30mm
10口	1,326.65	40mm
11口	1,459.32	40mm
12口	1,591.98	40mm
13口	1,724.65	40mm
14口	1,857.31	40mm
15口	1,989.98	50mm
16口	2,122.64	50mm
17口	2,255.31	50mm
18口	2,387.97	50mm
19口	2,520.64	50mm
20口	2,653.30	50mm

20mm	断面積	採用口径
1口	314.00	20mm以下
2口	628.00	25mm
3口	942.00	30mm
4口	1,256.00	40mm
5口	1,570.00	40mm
6口	1,884.00	40mm
7口	2,198.00	50mm
8口	2,512.00	50mm
9口	2,826.00	50mm
10口	3,140.00	50mm
11口	3,454.00	50mm
12口	3,768.00	50mm
13口	4,082.00	50mm
14口	4,396.00	50mm
15口	4,710.00	75mm
16口	5,024.00	75mm
17口	5,338.00	75mm
18口	5,652.00	75mm
19口	5,966.00	75mm
20口	6,280.00	75mm

特定環境保全公共下水道

処理区	分担金
四万	315,000円
沢渡	315,000円
横尾	315,000円

○新規に公共マスを設置した場合、上記の額と工事にかかった費用を比べ、額の大きい方が分担金となります。

農業集落排水

処理区	分担金
下沢渡	315,000円
青山・市城	315,000円
折田・山田	315,000円
大塚・平・赤坂	336,000円

○新規に公共マスを設置した場合、上記の額と工事にかかった費用を比べ、額の大きい方が分担金となります。